

○盛岡市観光文化交流館条例

平成12年3月30日条例第19号

改正

平成14年9月30日条例第32号

平成16年12月27日条例第50号

平成23年8月30日条例第32号

盛岡市観光文化交流館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、観光文化交流館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 観光、芸術文化等の振興及び地域の活性化を図るとともに、市民の交流の場を提供する施設として、観光文化交流館を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市観光文化交流センター	盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号
もりおか啄木・賢治青春館	盛岡市中ノ橋通一丁目1番25号

(開館時間等)

第3条 観光文化交流館（盛岡市観光文化交流センター（以下「センター」という。）の広場を除く。次条において同じ。）の開館時間は、次の各号に掲げる観光文化交流館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する観光文化交流館にあっては、指定管理者。以下第8条まで、第10条及び第15条から第17条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) センター 次のアからウまでに掲げる観光文化交流館の区分に応じ、当該アからウまでに定めるとおりとする。

ア ホール、リハーサル室、ギャラリー及び会議室 午前9時から午後9時30分まで

イ 観光文化情報プラザ 午前9時から午後8時まで

ウ 交流プラザ 午前10時から午後7時まで

(2) もりおか啄木・賢治青春館（以下「啄木・賢治館」という。） 午前10時から午後6時まで

2 観光文化交流館の駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとし、自動車を入庫し、又は出庫させることができる時間は、午前7時から午後11時までとする。

(休館日)

第4条 観光文化交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた

ときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 毎月第2火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月1日まで（啄木・賢治館にあつては、12月29日から翌年の1月3日まで）の日

（使用の許可等）

第5条 センターのホール、リハーサル室、ギャラリー及び会議室を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

第6条 センターの広場又はロビーの全部又は一部を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第7条 啄木・賢治館に入館しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第8条 啄木・賢治館において、資料の撮影、複写等しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第9条 第5条第2項及び第3項の規定は、第6条、第7条及び前条の許可について準用する。

（許可の取消し等）

第10条 市長は、観光文化交流館（駐車場を除く。以下この条、第12条第1項及び第16条において同じ。）の管理上必要があると認めるとき又は第5条第1項若しくは第6条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）若しくは第7条若しくは第8条の許可を受けた者（以下「入館者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第6条から第8条までの許可を取り消し、第5条第3項（前条において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止若しくは観光文化交流館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により第5条第1項又は第6条から第8条までの許可を受けたとき。

(3) 第5条第1項又は第6条から第8条までの許可を受けた後において第5条第2項各号（前条において準用する場合を含む。以下同じ。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第5条第3項の条件に違反したとき。

(駐車の拒否)

第11条 盛岡市駐車場条例(昭和46年条例第36号)第5条(マリオス立体駐車場に係る部分に限る。)の規定は、観光文化交流館の駐車場について準用する。この場合において、同条中「1.95メートル」とあるのは「1.85メートル」と、「1.7トン」とあるのは「1.9トン」と読み替えるものとする。

(行為の禁止等)

第12条 使用者及び入館者等は、観光文化交流館において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

2 盛岡市駐車場条例第6条及び第7条の規定は、観光文化交流館の駐車場の使用について準用する。

(使用料等)

第13条 使用者から別表第1号及び第2号に定める使用料を徴収する。

- 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。
- 3 啄木・賢治館の入館料は、無料とする。
- 4 観光文化交流館の駐車場に自動車を入庫させた者(以下「駐車場使用者」という。)から別表第3号に定める駐車料金を徴収する。
- 5 市長は、駐車場使用者が自動車を入庫させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入庫時刻の確認ができないときは、当該自動車を入庫させた日の午前7時に入庫させたものとみなして駐車料金を算定する。
- 6 第1項及び第2項の使用料は許可の際に、第4項の駐車料金は自動車を出庫させる際に徴収する。ただし、第2項の使用料は、規則で定める日までに徴収することができる。

(利用料金)

第14条 指定管理者が管理する観光文化交流館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料、同条第3項の入館料及び同条第4項の駐車料金の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、駐車場使用者が自動車を入庫させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入庫時刻の確認ができないときは、当該自動車を入庫させた日の午前7時に入庫させたものとみなして利用料金を算定するものとする。
- 4 使用者は第5条第1項の許可を受けた際に、駐車場使用者は自動車を出庫させる際に利用料金を支払わなければならない。ただし、附属の設備の使用に係る利用料金は、規則で定める日までに支払わなければならない。

(使用料等の減免)

第15条 市長は、第13条第1項及び第2項の使用料にあつては次の各号のいずれかに、同条第4項の駐車料金（指定管理者が管理する観光文化交流館にあつては、利用料金。次条において同じ。）にあつては第2号に該当するときは、当該使用料又は駐車料金（指定管理者が管理する観光文化交流館にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものを使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

（使用料等の不還付）

第16条 既納の使用料又は駐車料金は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により観光文化交流館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料又は駐車料金の全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第17条 使用者、入館者等又は駐車場使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第18条 観光文化交流館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

（指定管理者の指定の手續）

第19条 観光文化交流館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

（指定等の告示）

第20条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第21条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第22条 指定管理者の行う観光文化交流館の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報等を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第23条 観光文化交流館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

(3) 第5条第1項又は第6条から第8条までの許可を行うこと。

(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。

(6) 第10条の規定に基づき、第5条第1項若しくは第6条から第8条までの許可を取り消し、第5条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは観光文化交流館からの退去を命ずること。

(7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。

(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、観光文化交流館の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 入館者等の数

- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、観光文化交流館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成14年条例第32号)

この条例は、平成14年11月28日から施行する。

附 則 (平成16年条例第50号抄)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項及び第4項(第1条の改正規定に限る。)の規定 公布の日
- (2) 第16条の規定 平成17年4月1日

2 この条例の施行の際第1条から第3条まで、第7条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第17条から第32条まで、第34条及び第35条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「改正前の各条例」という。)の規定により市長若しくは教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の各条例の規定により市長若しくは教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。

3 第1条から第13条まで、第15条及び第17条から第35条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成23年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第13条関係)

(1) 第5条第1項の許可に係る施設の使用料

区分			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
おでつ てホー	入場料 を徴収	土曜日 及び休	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200円	15,800円

ル	しない 場合	日						
		その他 の日	3,200円	4,400円	5,700円	7,600円	10,100円	13,300円
	1,000円 未満の 入場料 を徴収 する場 合	土曜日 及び休 日	4,000円	6,500円	8,000円	10,500円	14,500円	18,500円
		その他 の日	3,600円	5,700円	6,800円	9,300円	12,500円	16,100円
	1,000円 以上 2,000円 未満の 入場料 を徴収 する場 合	土曜日 及び休 日	4,400円	6,800円	8,400円	11,200円	15,200円	19,600円
		その他 の日	3,600円	6,100円	7,300円	9,700円	13,400円	17,000円
	2,000円 以上の 入場料 を徴収 する場 合	土曜日 及び休 日	5,300円	7,300円	9,600円	12,500円	16,900円	22,200円
		その他 の日	4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円
リハーサル室			1,700円	2,200円	2,800円	3,800円	4,900円	6,600円
おでっ てギャ ラリー	入場料を徴収し ない場合		2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円	9,000円
	1,000円未満の入 場料を徴収する 場合		3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	10,500円	13,500円
	1,000円以上の入 場料を徴収する 場合		4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	14,000円	18,000円
大会議室			3,100円	4,100円	5,800円	7,300円	9,900円	13,000円

特別会議室	2,000円	2,700円	3,700円	4,700円	6,400円	8,400円
第1会議室	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,200円
第2会議室	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,200円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）をいう。
- 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、おでつてホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の、ギャラリーおでつてについては1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の、その他の施設についてはそれぞれこの表により算定した額の、3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
- この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(2) 第6条第1項の許可に係る施設の使用料

区分	使用料
広場	1時間までごとに1,000円の範囲内で規則で定める額
ロビー	無料

(3) 観光文化交流館の駐車場の駐車料金

駐車時間	駐車料金
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに150円
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに150円

午後11時から翌日の午前7時まで	駐車時間1時間までごとに150円の範囲内で規則で定める額
------------------	------------------------------

備考 駐車時間が午前7時、午後6時又は午後11時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の時間につき徴収する料金は、午後6時にまたがるときは150円、午前7時又は午後11時にまたがるときは150円の範囲内で規則で定める額とする。